定年引上げに係る職員団体との交渉結果

1 交渉団体

兵庫県職員労働組合、兵庫県職員労働組合現業評議会

2 出席者

[当 局] 人事課長、職員課長 他 (9名)

[職員団体] 副委員長、書記長、書記次長

副議長、事務局長 他 (20名)

3 交渉日時及び場所

令和4年7月14日(木)13:30~14:20

4 内容

職員の定年引上げについて、当局から制度の趣旨及び本県における対応案を説明し、 協議を行った。

5 交渉概要

(1) 兵庫県職員労働組合

① 説明

項目	説明内容
	・少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少していく中で、
	複雑・高度化する行政課題に対し、的確に対応すると
	ともに、次の世代にその知識、技術、経験などを継承
	していく必要があるとの観点から、国家公務員法等の
定年の段階的引上げ	一部を改正する法律により、令和5年度から、国家公
	務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階
	的に引き上げられることとなった。
	・本県においても、国家公務員の定年を基準として、令
	和5年度以降、段階的に引き上げる。
	・役職定年制は、職員の新陳代謝を計画的に行うことに
	より、組織の活力を維持し、もって公務能率の維持増
	進を図ることを目的として導入される制度である。
役職定年制の導入	・管理監督職を占める職員を、管理監督職勤務上限年齢
	(60歳) に達した日の翌日から最初の4月1日までの
	期間に、管理監督職以外の職等に異動させ、管理監督
	職勤務上限年齢に達している者は、新たに管理監督職
	に任命することは原則としてできなくなる。

役職定年制による降任等の例外措置	・役職定年制の例外措置として、職務・責任の特殊性や 欠員補充の困難性に対応して特別に定めることができ る場合は3つある。 ・①現行の 65 歳特例定年が設定されている医師及び歯 科医師は、職務と責任に特殊性があること又は欠員の 補充が困難であることにより、役職定年制の適用除外 とする。 ②職務と責任の特殊性や欠員補充の困難性 により、管理監督職勤務上限年齢を 60 歳とすることが 著しく不適当と認められる職については、条例等で例 外として特別の定めをすることが可能とされている。 ③管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例とし て、役職定年制の対象職員が、他の職に異動すること で、公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年 単位で異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占め たまま勤務させることが可能となる。
定年前再任用短時間勤 務制の導入	・定年前再任用短時間勤務制は、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、従前の勤務実績等に基づく選考の方法により短時間勤務の職に採用することができる制度である。 ・勤務時間については、現行どおり、週24時間又は週30時間が基本となり、そのほか、給与の仕組み等についても、現行の再任用短時間勤務制が基本となる。
60 歳に達した職員の給 与等	・国家公務員の給与及び退職手当について以下の措置が 講じられることを踏まえ、本県において、均衡の原則 に基づき、条例において必要な措置を講ずる。 ・当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の 7割水準に設定する。 ・60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員 が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とす る退職と同様に退職手当を算定する。
情報提供・意思確認制度	・改正法により、任命権者が、原則、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めるものとされたことを踏まえ、本県においても、対象職員への情報提供・意思確認について、丁寧に行っていく。

② 協議

(ア) 人事課関係

項目	職員団体主張	当局回答
60 歳に達した職員の給与水準	 ・7割水準ではモチベーションが維持できないのではないか。 ・60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、60歳時の賃金水準が維持されるべきではないか。 ・55歳で昇給が停止したまま定年が引き上がると、モチベーション維持が困難なため、55歳昇給停止を廃止すべきではないか。 	・定職の60 歳にていまった。 これの 60 歳にて、 の60 歳にて、 の60 歳にて、 の60 では、の60 では、 できるののの公とされば、 できるののの公とをできるが、 でもる。 は、 でもるととのできるが、 でもる。 は、 でもるととのできるが、 でもる。 は、 では、 でもるととのできるが、 でもる。 は、 では、 では、 でものできる。 は、 では、 でものできる。 は、 では、 でものできる。 は、 では、 できる。 は、 では、 できる。 は、 でいべ、 できる。 は、 でいべ、 できる。 は、 できる。 は、 でいべ、 できる。 は、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい
暫定再任用職員 の給与	・定年引上げの制度完成まで、現行 の再任用が暫定再任用として残る となると、賃金水準に大きな差が ある定年引上げ後の常勤職員と暫 定再任用が一緒に働くことにな る。再任用になっても、実質的に	・現行の再任用職員の職務の級の 格付けは、国や他府県の状況を 踏まえ決定している。・手当については、国において、 長期継続雇用を前提としない勤 務形態であることから、ライフ

務形態であることから、ライフ

	はそれ以前を考えること、	関連手当等は支給しないこととして制度設計されている。 ・再任用職員を含む地方公務員の給与は、給与決定原則に基づき、人事委員会の勧告・報告を踏まえ対応することが基本であり、国や他府県との均衡も考慮する必要がある中、本県独自で再任用職員について給与面での処遇を引き上げることは困難。
高齢期職員の活用	・役職定年の降任により、60歳前の 常勤、定年引上げ後の7割措置常 勤が異なる給与で同じ職務を行 えば、職員のモチベーションや人 間関係に支障が生じるおそれが ある。60歳を超える高齢職員が持 つ技術・知識・経験を活かし、働 き続けられる職場環境とするた め、ライン職以外の特定の分野の 専門職であるスタッフ職を設け るなど、柔軟な対応を図ること。	・定年引上げに伴い、高齢期職員が、培ってきた知識・経験等を活かした能力を発揮できるよう、配置に際しては、ライン職に限らず、特定分野の専門職(スタッフ職)に配置するなど、高齢期職員のモチベーション維持にも意を用いる。
中堅層職員への配慮	・総務省は、「役職定年による降任 により級の構成比率が上昇するこ とが想定されるため、役職定年し た職員について区分して管理する 必要がある。」としている。中堅 層のモチベーション(昇任・昇 格)に影響が出ないようにしても らいたい。	

・総務省では、定年前再任用短時間 ・定年前再任用短時間勤務制は、 勤務職員の任用は、「選考の結果 職員の「従前の勤務実績」に基 採用されない職員が生ずることも づき、選考により採用するもの 想定される」とあるが、年金支給 であるが、制度の趣旨を踏ま 開始年齢の引き上げに対応し、無 え、定年前再任用短時間勤務又 収入期間が発生しないよう雇用と はフルタイムでの勤務継続のい 定年前再任用短 時間勤務職員の 年金の接続を図る必要性や、高年 ずれかが確保されるよう、適切 齢者雇用安定法との均衡から、職 に対応して参りたい。 任用 員が希望する限り、原則採用され るべきであると考える。採用され ない場合は分限免職相当の理由が ある場合に限られると言うことで 良いか。 ・2年に一度は定年退職者が出ない ・定年引上げに当たり、各行政分 年が生じ、また、定年引上げによ 野における専門的な知見を継承 る常勤職員の増や、役職定年によ し、必要な行政サービスを将来 にわたり安定的に提供するため る影響も考えられることから、計 には、一定の新規採用を継続的 画的な新規採用をお願いしたい。 に確保することが必要。 ・計画的な採用に関しては、「定年 計画的な新規採 引上げに伴う地方公共団体の定数 ・60 歳以降の働き方の意思確認 用 管理のあり方に関する研究会報告 等により、退職者数の動向等を 書」の検討結果に留意頂きたい。 見通した上で、必要な行政サー ビスを安定的に提供できる体制 確保と中長期的に見た適正な定 員管理の双方の観点から、一定 の新規採用を継続的に確保する ことを検討する。 ・職場の実態を踏まえた職場の危 ・定年引上げにおいては、いかな る職種であっても年金支給開始 険防止や健康障害防止を図るた め、「安全委員会・衛生委員 までは雇用は確保されなければ ならないが、職種によっては、 会」、また、全庁的な問題を扱 60歳以降同じ業務を担うことが う「安全衛生協議会」を労働安 困難な場合もある。総務省も、 全衛生法等に基づき設置してい 高齢職員が働き 「高齢職員が働き続けられる環 る。 続けられる環境 境について、労働安全衛生第62 これらの場を活用するなどし 条も踏まえた整備と対応が求め て、労使で話し合うことによ り、職員の皆さんが安心して働 られる」と見解を述べている。 特に現業職場等は、加齢に伴う き続けられるよう、職場の安全 身体機能の低下等により、高齢 と職員の健康の確保に努めて参 の職員にとって厳しい労働環境 りたい。

	と考えられる業務もあることか	
	ら、定年引上げ後も働き続けら	
	れる業務となるように身体機能	
	の低下等に配慮いただきたい。	
	・情報提供について、60歳以後の	・情報提供については、改正法の
情報提供·意思 確認	任用形態は多様となるため、任用	趣旨を踏まえ、丁寧に行う。
	の違いによる任期、給与、手当、	・職員が表明した意思について
	勤務時間等の労働条件の違いが理	は、何らかの法律的効果が生じ
	解できるよう、資料を活用するな	るものではないことから、意思
	ど、丁寧に行ってもらいたい。	確認後に職員の希望が変わった
	・意思確認が行われた後に、職員の	場合、当然に認められる。
	意思が変わった場合、変更できる	
	か。	

(2)兵庫県職員組合労働現業評議会

① 協議

項目	職員団体主張	当局回答
職員の生活も考えた制度設計	・定年引上げ後の賃金7割水準に ついて、その基となる給料表の 見直しが提案されている中で、 60歳以降の生活設計を立てるこ ともできない。技能労務職員の 生活も考えた制度設計をお願い したい。	・定年引上げ後の取扱いも含め、 給与制度の見直しについては、 引き続き、皆さん方と協議させ ていただきたいと考えている。

	・説明を受けた内容が、60歳を超	
	える高齢職員が技術・知識を活	
纷 七	かし、働き続けられる環境と言	
<u>総括</u>	えるのか、今後、組合員にも意	_
	見を聞き、再度、伝えさせてい	
	ただく。	